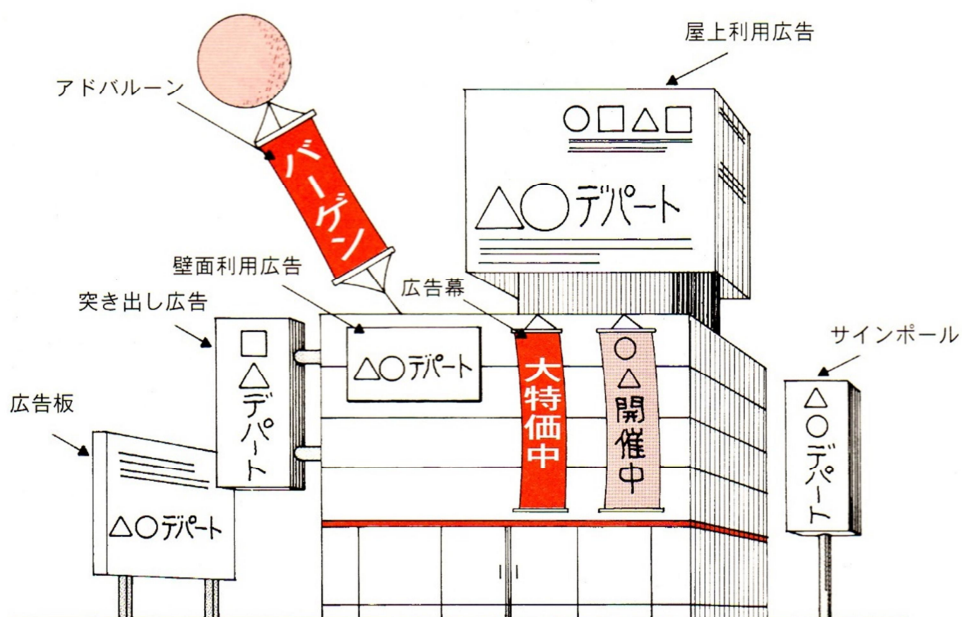


屋外広告物の規制について

屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続」して「屋外」で「公衆に表示」されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出又は表示されたものの並びにこれらに類するものです。屋外広告物はどこでも表示できるわけではありません。表示するにあたっては、屋外広告物法及び春日部市屋外広告物条例等によるルールがあります。



屋外広告物を表示してはいけない場所があります（禁止地域）

1. 都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は生産緑地地区
2. 市民農園整備促進法に規定する市民農園
3. 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例により指定された建造物とその周囲や、史跡名勝天然記念物として指定された地域
4. 春日部市文化財保護条例により指定された建造物とその周囲や、史跡名勝天然記念物として指定された地域
5. 東武鉄道の市内全区間
6. 都市公園法に規定する都市公園
7. 市長が指定する河川とその付近の地域
8. 市長が指定する駅前広場とその付近の地域

9. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地
10. 延床面積 2 0 0 ㎡以上の博物館、美術館、病院の建物とその敷地
11. 古墳及び墓地
12. 社寺、教会及び火葬場の建物とその敷地
13. 春日部市景観条例により指定された景観計画重点地区で市長が指定する区域

屋外広告物を表示してはいけない物件があります（禁止物件）

1. 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
2. 石垣、擁壁
3. 街路樹、路傍樹
4. 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標
5. 電柱、街灯柱、その他電柱に類するもので市長が指定するもの
6. 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
7. 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
8. 送電塔、照明塔
9. 煙突、ガスタンク、水道タンク
10. 形像、記念碑
11. 景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木

屋外広告物を表示する場合は許可が必要です

一定規模以下の自家広告物等、許可の手続きを不要とするものを除き、屋外広告物を表示する場合は許可が必要です。許可の基準、手続き等については都市計画課へお問い合わせください。

屋外広告物の表示を業者に依頼する場合は

屋外広告物を設置する場合は、埼玉県知事の登録を受け屋外広告業者登録簿に登録された屋外広告業者に依頼してください。屋外広告業者登録簿は埼玉県のホームページに掲載されています。

お問い合わせ

都市計画課 都市計画・公共交通担当 電話番号 048-736-1138